

最高裁秘書第4011号

平成28年12月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

11月25日付け（同月28日受付，最高裁秘書第3768号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

司法修習生配属現員表（平成28年11月27日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（氏名）が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

司法修習生配属現員表

(平成28年11月27日現在)

修習地	第69期	第70期	合計	備考
東京	291 (61)	265 (72)	556 (133)	○第70期採用 平成28年11月27日付け 外1529名
立川	24 (7)	22 (4)	46 (11)	
横浜	83 (24)	76 (22)	159 (46)	○第70期再採用 平成28年11月27日付け 外2名
さいたま	66 (17)	61 (16)	127 (33)	
千葉	64 (13)	61 (11)	125 (24)	
水戸	28 (7)	23 (4)	51 (11)	
宇都宮	22 (3)	20 (4)	42 (7)	
前橋	23 (5)	21 (4)	44 (9)	
静岡	23 (4)	20 (3)	43 (7)	
甲府	11 (2)	9 (2)	20 (4)	
長野	15 (3)	15 (3)	30 (6)	
新潟	21 (3)	18 (3)	39 (6)	
大阪	196 (41)	135 (37)	331 (78)	
京都	68 (17)	62 (14)	130 (31)	
神戸	67 (12)	63 (14)	130 (26)	
奈良	22 (5)	18 (5)	40 (10)	
大津	21 (3)	18 (4)	39 (7)	
和歌山	22 (4)	15 (4)	37 (8)	
名古屋	80 (20)	69 (14)	149 (34)	
津	19 (5)	16 (4)	35 (9)	
岐阜	21 (5)	18 (4)	39 (9)	
福井	8 (2)	7 (2)	15 (4)	
金沢	17 (4)	14 (3)	31 (7)	
富山	8 (2)	7 (2)	15 (4)	
広島	56 (12)	47 (8)	103 (20)	
山口	18 (4)	13 (3)	31 (7)	
岡山	39 (8)	33 (9)	72 (17)	
鳥取	8 (2)	7 (2)	15 (4)	
松江	8 (2)	7 (2)	15 (4)	
福岡	74 (10)	64 (12)	138 (22)	
佐賀	8 (2)	7 (0)	15 (2)	
長崎	16 (4)	13 (2)	29 (6)	
大分	19 (3)	16 (3)	35 (6)	
熊本	25 (5)	23 (4)	48 (9)	
鹿児島	19 (3)	17 (3)	36 (6)	
宮崎	15 (3)	12 (2)	27 (5)	
那覇	23 (7)	20 (4)	43 (11)	
仙台	43 (7)	36 (7)	79 (14)	
福島	12 (3)	10 (2)	22 (5)	
山形	11 (2)	8 (2)	19 (4)	
盛岡	14 (3)	10 (2)	24 (5)	
秋田	10 (2)	9 (2)	19 (4)	
青森	7 (2)	7 (0)	14 (2)	
札幌	50 (7)	43 (10)	93 (17)	
函館	7 (2)	7 (2)	14 (4)	
旭川	8 (2)	7 (0)	15 (2)	
釧路	7 (2)	6 (2)	13 (4)	
高松	21 (4)	19 (3)	40 (7)	
徳島	11 (3)	10 (2)	21 (5)	
高知	15 (4)	13 (2)	28 (6)	
松山	20 (3)	16 (3)	36 (6)	
配属無し	32 (9)	0 (0)	32 (9)	
計	1816 (389)	1533 (348)	3349 (737)	

※ () 内は女性の数で内数